

# 苫小牧市中小企業振興条例 が施行されました

産業都市としての発展を遂げる本市には、8千を越える事業所があります。そのうち約99%を中小企業が占めている状況にあり、中小企業はまさに本市産業の中核的な役割を果たしております。そこで、中小企業の振興に関する基本理念や各主体の責務を明確にし、地域全体で中小企業の振興を推進することにより、本市の産業および経済の発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的として、本条例が制定されました

## 条例の主な内容

※各条文の要旨です

### 基本理念（第3条）

- 中小企業の振興は、各主体が協働して推進すること
  - 中小企業の振興は、中小企業者等の創意工夫と努力を尊重して推進すること

## 市の責務等（第4条・第11条）

- 中小企業振興施策の策定・実施に努めること
  - 中小企業者等の受注機会の増大に努めること

## 中小企業者等の責務（第5条）

- 経営の革新、経営基盤の強化、経営の安定を図るよう努めること
  - 雇用の創出、事業活動に必要な人材の育成・確保に努めること

## 経済団体の責務（第6条）

- 中小企業者等の経営の改善や起業者の育成への支援に努めるこ
  - 中小企業者等の連携や組織化等の促進に努めること

## 大企業者の責務（第二）

- 中小企業者等との連携や協力、地域経済への配慮に努めること
  - 中小企業振興の重要性を理解し、施策への協力に努めること

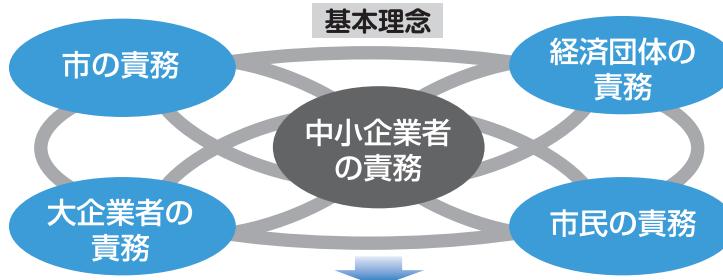
**市民の責務（第8条）**

  - 市民生活における中小企業振興の重要性の理解に努めること
  - 中小企業者等の商品等を利用することにより、中小企業振興への協力に努めること

#### 中小企業振興審議会（第12条）

- 由小企業振興に係る基本的事項を調査審議する機能を果たすこと

## 条例のイメージ



基本理念のもと各主体が責務を果たすことによって、地域に良好な経済循環が生まれます

本市の産業や経済が発展し、豊かな市民生活が実現します

詳細 商業観光課 TEL32-6445  
お名前の方へは、よくお問い合わせ頂きます。HPで商業観光課 検索



締結時代を経験した私世代の熱い思いをしっかりとバトンタッチし、両市の末永い友好・発展のため、市が先頭に立ち国際的な人材育成に向けたチャレンジをしてまいります。

市では、これまで育んだ交流の芽を途絶えさせないよう、民間団体などの交流を支援すると同時に、新しい担い手の発掘から育成まで力を注ぐため、平成9年以降途絶えていたネーピア市への職員派遣を検討しています。

苦小牧市とネーピア市は、両港をきっかけに経済界の交流が発展し、まちぐるみで姉妹都市への気運が高まり、昭和55年に締結しました。締結以前から、JC同士の交流も活発化し、理事長として私も5周年、10周年にネーピア市へ訪問しました。また、八重桜の植樹に参加した苦小牧ピノキオエンゼ

「広がるつながる交流の輪」  
4月8日～10日の日程で、姉妹都市であるニュージーランドのネーピア市より、アーノット市長を団長とした訪問団が来苦されました。市職員による歓迎に始まり、サンガーデンで幼稚園児との植樹、博物館見学、歓迎レセプションなど、短い日程でしたが苦小牧での3日間を楽しんでもらおうと、心を込めたおもてなしをさせていただきました。

## 実践躬行

苦小牧市長 岩倉博文